

1 応募について		
	ご意見・ご質問	回 答
1-①	応募資格についての質問 個人的見解だが、地元、たとえば青森県に戻って就職し、地元へ貢献する意思のある生徒に絞ってもいいのではないのでしょうか。	応募対象の高校を青森県、岩手県とも10校ずつ指定させて頂いております。制限に類するものはこれだけです。財団と致しましては、両県へ貢献できる人材はもちろん歓迎致しますが、地元に限らず将来的に日本国内はもとより国際的にも有用な人材が一人でも多く輩出されることを願っております。当財団は返済不要の給与型奨学金を大前提としております。可能な限り将来の目標も含め、奨学生の皆さんには縛りを設けない方針でスタートしております。ほか、給与型奨学金の学生さんを対象とした貸与型奨学金、月額15,000円の貸与型も設けてあります。(毎年2名程度採用)
1-②	一校から3名までの推薦、応募が可能となり助かります。それだけ給与型の奨学金は魅力です。	ありがとうございます。これからもご期待に応えて参ります。
1-③	4月中旬に「募集要項」が郵送されてきますが、時期的には適正と考えています。	例年、指定高校を訪問し、校長先生へ奨学生の推薦・応募をお願いして参りました。18年度からは校長先生に加え、奨学金担当の先生へも具体的に募集要項をお伝えするようになり、応募者の人数増に繋がってきているものと判断しております。
1-④	小論文を鉛筆で書き終えた生徒がいるが、ボールペンであるべきだったでしょうか。	時間があればボールペンで書き直して頂ければと存じます。どうにもならないときは、鉛筆書きを濃い目にコピーしてもやむを得ません。⇒ 鉛筆書きは、芯の硬度にもよりますが、薄くて判読しにくい事例があります。そんな場合、選考にはマイナス要素となりますことをご承知下さい。
1-⑤	担任教師の手違いで、書類が全て揃わない状態で郵送してしまいました。追って必要書類を別送することになりますが、ご猶予頂けますか。	「小論文」の評価が先となります。小論文以外の書類でしたら、別送をお待ちします。⇒ 頻発すれば困りますが、ご連絡を頂けましたら事務局で対応させて頂きます。
1-⑥	毎年、応募の〆切が7月20日前後ですので、三学年の成績評価は一学期分だけ加味できます。	大部分の高校は第2学年までの「成績証明書」でご応募頂いております。こちらでも構いませんが、第3学年一学期まで表記した「成績見込み証明書」での応募も可能です。
1-⑦	三浦財団は東京大学をはじめ北海道大学や東北大学、私立では東京六大学を指定大学としており、当校の偏差値から見て敷居が高い。どうしても腰が引ける。	明らかに誤解に近い印象を持たれております。確かに実績としては名前の挙げた大学の採用もありますが、一般的レベルの大学も指定大学の中にはあります。現実的にも後者の大学へ在籍している奨学生の方が採用人数も多いものですので、印象にとらわれず奮ってご推薦、ご応募くださいますようお願い申し上げます。
1-⑧	奨学生の採用実績は、岩手県の高校より、青森県の高校出身者の方が多いと見ますが、県によって採用比率が違うのですか。	当財団の指定高校は、青森・岩手両県とも10校ずつです。ただし両県から5:5のように同率での採用は考えておりません。公益財団ですので公平性を第一と考え、応募者の能力、意欲、熱意、将来の職業等を鑑み、人物本位で総合的な評価で選考しております。20年度採用まで青森県、岩手県の採用実績は6:4でした。なお21年度におきましては岩手県からの応募増加が顕著です。
1-⑨	指定した国立大学を基に応募したが、受験に失敗した場合、滑り止めで受検、合格した私立大学へ入学しても、採用の対象となるのですか。	その私立大学が当財団の指定大学であれば問題ありません。
1-⑩	三浦財団の奨学金に応募したいと考えておりますが、他の団体からも奨学金を受ける予定です。この場合でも応募できますか。	当財団への応募は可能です。ただし逆に奨学金の重複受給を認めない団体もあるため、念のための確認が必要です。

1-⑪	大学受験に失敗しました。浪人して翌年、再度、応募出来ますか。	応募は指定高校の「現役高校3年生」のみです。浪人の方は応募できません。
1-⑫	応募の資格として「保護者の年収」の基準はありますか。	選考基準は公開しておりません。 指定大学(学科は問いません)へ進学を希望している学生で、自己の将来像を明確に抱き、知力・気力・向上心を有し、創意工夫に優れ、かつ経済的な支援を必要とする方を対象に、校長先生のご推薦の上応募して頂いております。具体的には経済的な理由に修学が困難な学生を支援するほか、入学後、学資を得るためにアルバイトを行わざるを得ず、学業の時間が割かれることへ支援致します。ただしアルバイトは否定するものではございません。逆に収入減の問題で中途退学の可能性の有無は当財団の懸念するところです。
1-⑬	応募の際、「学業成績」の基準はありますか。	学生さんの資質の期待像は前項の通りです。「学業成績」は校長先生のご推薦に含まれます。
1-⑭	「仮採用」を頂いている学生です。応募の際に志望大学・学部を明示しましたが、センター試験で、受験する大学を変更せざるを得ませんでした。「仮採用」は消滅するのでしょうか。	変更した大学が、財団の指定大学であれば問題ございません。合格して入学の意思を確認できれば「本採用」となります。
1-⑮	同級生たちに三浦財団の存在が浸透してきており、希望が多くなって、校内選考の倍率が厳しくなりそうです。	当財団の認知度が高まりつつあり、大変ありがたいことと受け止めております。財団設立の趣旨をご理解頂けますようお願い申し上げます。
<b>2</b>	<b>選考について</b>	
	<b>ご意見・ご質問</b>	<b>回答</b>
2-①	奨学生の選考はどのような方々が勤められるのですか。	当財団には選考委員会がございます。理事長をはじめと致しまして、学識経験者を含め計7名の選考委員の皆さんがおります。
2-②	面接はどちらで行われるのですか。	八戸市内のホテルで行います。面接の時間設定では、青森県の津軽地区および岩手県南地区等の遠方からお越しの皆さんの開始時間は、後半の時間帯に設定しております。
2-③	第一次選考「小論文」、二次選考「面接」とありますが、最終選考までのプロセスを教えてください。	面接での合格者は「仮採用」となります。指定大学に合格し入学を前提に「本採用」となります。また「仮採用」の選考時点で「補欠」を若干名決定します。
2-④	大学の前期試験を失敗した場合、後期試験での合格者を救ってもらえますか。	毎年、後期試験合格者も採用させて頂いております。 3月下旬に出席が必須でございます「認定書授与式」を行います。 毎年この時期は前期合格の学生さんが、大学の所在地へ移動するタイミングと重なりがちですが、前期・後期の合格者全員が出席できるようにスケジュールを設定しております。
2-⑤	小論文の義務化には賛成。受験中とは言え、自分の将来像の確認にも繋がる。対応できてこそ、奨学金を受ける資格が生まれる。	「応募をきっかけに早い時期に自己分析や志望動機をまとめる良い機会になり、自分の将来についてよく考えるきっかけになった」と、実際に奨学生からのレポート報告がありました。
2-⑥	聞いていいことかどうか分かりませんが、当校推薦の生徒が二次選考「面接」の段階で補欠となりました。評価が伸びなかった大きな要因はなんでしょうか。次回の応募に生かしたいと思います。	一次選考では「小論文」において一定のレベルが求められます。他の学校の生徒さんも用意周到に自分の将来像の熟慮検討を重ねており、具体性をはじめ意欲や熱意、実現性等々、そして自分の考えの伝達力で評価は分かります。「面接」では選考委員の問いに対し、明確に自分の考えをお聞かせ下さい。
2-⑦	二次選考「面接」において、最終2名残った場合、保護者の収入の低い方を優先することになりますか。	選考委員会は学識経験者を含めた7名で構成しております。前述しましたが、あくまでも人物本位で選考します。将来に明確な夢を抱き、どこの大学に入り、何を学習するか、明確なビジョンを表現できた方が有利となります。保護者の収入の多いことが、最終選考過程で必ずしも不利になることはありません。

2-⑧	二次選考面接で「仮採用」となりましたが、第一志望の指定大学の受験に失敗しました。指定以外の大学へ進学することになりますが、このような場合、採用はどのようになるでしょうか。	指定大学へ合格し、入学する方のみ採用致します。 選考過程は、一次選考「小論文」に合格した方が二次選考「面接」に進みます。「面接」で合格した方を「仮採用」とし、指定大学に合格して入学することを前提に「本採用」となります。せっかく二次選考で「仮採用」となった方であっても指定以外の大学は「不採用」となります。
2-⑨	応募に必要な「小論文」は、パソコン入力でも宜しいでしょうか。	「ボールペンでの直筆」をお願いします。「直筆」は選考過程においても重要な要素となります。
<b>3 奨学金について</b>		
	<b>ご意見・ご質問</b>	<b>回 答</b>
3-①	月額30千円の給与とのことですが、4年制大学ではそのまま4年間、卒業まで給付して頂けるのですか。	一度採用になっても、4年間通して自動的に給与が続くものではありません。1年毎の更新となります。更新時には、財団が指定したテーマに基いた小論文の提出と、1年間で読了した本7冊のタイトルと著者のリスト、またその中から一冊を選んで感想文を原稿用紙に一枚提出して頂きます。選考委員会で進級後の奨学金給与が適切な学生さんであるか否かを判定いたします。なお医学部の医師を目指す方、薬学部は6年生まで、上記と同じ条件で給与いたします。 三浦財団では本から得る知識を重視し「読書文化」を大切にしています。
3-②	給与型の奨学金の支援は大きいです。貸与型での返済に苦労しているのが現実ですから。	貸与型奨学金は、事実上、借金を背負って社会に出て行くこととなります。その返済が難しいことで社会問題にまで発展しておりますが、当財団への返済ベースは最低クラスです。当財団は経済的な問題の救済も大きな目的ですが、より優秀な生徒の支援です。アルバイトに割かれる時間を修学にあてることにより、社会的に有用な人材の輩出を願うものです。 なおアルバイトは社会経験として有用であり、否定するものではありません。
3-③	普通大学4年間、医学部・薬学部6年間とありますが、大学院は給与の対象となりますか。	大学院は給与の対象にはなりません。
3-④	「給与型奨学金は是非継続して欲しい。貸与型は卒業後就職しても返済が難しく、長期間を要する事例が多い。借金を背負って社会に出るにも等しく、極端な事例では女性男性を問わず婚期を逃す事例もゼロではない。」	類似の問題が社会現象となっており、その事実を危惧したことで給与型奨学金の財団ある三浦財団の設立に至りました。
<b>4 奨学生の心得や義務について</b>		
	<b>ご意見・ご質問</b>	<b>回 答</b>
4-①	卒業後は必ず出身の市町村もしくは県内の企業に就職しなければなりませんか。	卒業後の縛りは一切ございません。 大学での専攻も問いませんが、自己の将来像を明確に抱き、知力・気力・向上力を有し、創意工夫に優れ、将来的には日本国内をはじめ国際的にも有用な人材が一人でも多く輩出されることを願っております。
4-②	貴財団の奨学生として、給与を受けている期間での義務にはどのような事項がありますか。	実行して頂きたいことを以下に記載致します。 ① 第一に学業に専念して下さい。アルバイトに割く時間を学業に向けて欲しいのですが、アルバイトは大切な社会経験であり否定はしません。 ② 健康に留意願います。度の過ぎた飲酒には注意しましょう。飲酒運転はどんな理由があろうとも救われません。奨学金の給与も停止になりますし、自分の一生に計り知れない汚点を残します。 ③ 本採用に伴う3月下旬の「認定書授与式」、毎年8月の夏休み中に開催する「奨学生交流会」への出席をお願いします。ただし交流会では、試験や実習のため不参加を認める場合もあります。 ④ 進級時には財団が提供する「テーマ」に基いた「小論文」を原稿用紙2枚。この一年間で読了した本7冊のタイトルと著者のリスト、その中の一冊の「読書感想文」を同1枚の提出を求めます。

		⑤ 当財団からの業務連絡で回答が必要な場合は「期限厳守」をお願いします。
		⑥ 普段の学生生活における「近況報告」をメールでお知らせ下さい。 近況報告は学業に影響の少ない範囲で結構です。具体的には、 「サークル活動を始めました」「〇〇教授の研究室に入りました」 「友人と大学に泊りがけで試験勉強して臨みました」等々、身の回りの こととか印象に残る出来事とか、ジャンルは問いません。要は在籍 する奨学生の皆さんが、元気に学業に励んでいる様子を把握できる ことが目的です。
		⑦ 次の場合は、すみやかに当財団へ報告してください。 a. 住所変更、メールアドレスを変更したとき b. 病気や怪我をしたとき c. 、短期留学の計画を立案したとき d. 長期の休学や長期に渡る欠席をするときやしたとき e. 退学もしくは学籍を失ったとき f. 学業成績不振により留年したとき g. 犯罪を犯す等、当財団の奨学生として不適切な行為があったとき h. 財団への提出書類において誤記や虚偽記載があったとき等々です。
		⑧ 毎年、成績証明書と在学証明書を、新学期前後に提出願います。
<b>5</b>	<b>卒業後に関して</b>	
	<b>ご意見・ご質問</b>	<b>回 答</b>
5-①	卒業後の職業や勤務地について、特に制限はないと募集要項にありましたが、具体的にはどのように考え ると宜しいでしょうか。	当財団として望むことは第一に学業専念ですが、もちろんサークル活動を 制限するものではありません。卒業後の職業への無用な制限はございま せんし、日本でそして世界で活躍できる人材を支援したいと考えており ます。地元の企業や将来の会社役員を目指す等、地元発展への貢献が 期待できる生徒さんの応募は歓迎します。
5-②	貴財団の奨学生で大学3年生です。本採用当初、提出 した「将来の職業」が変更になりそうです。 この場合、奨学金の受給資格を失うことになりますか。	基本的考えは前項の通りです。地元の企業へ就職しなければを含め、 「将来の職業」には一切、縛りはございません。したがって卒業後の 職業への干渉はありません。受給資格は当然のこととして継続します。
<b>6</b>	<b>その他、項目を問わず</b>	
	<b>ご意見・ご質問</b>	<b>回 答</b>
6-①	生徒には東京大学を目指せと、教諭には目指す生徒に 負けてはいけないと指導。官僚に青森県出身者がいな ければ、半永久的に青森県に予算は回って来ない。	青森県から総理大臣が一人も出ていない事実は、財団としての危惧の 一つです。青森・岩手の両県の出身者から、将来の国家、社会の発展を担う 人物が育成されることを切に願っております。
6-②	地元企業による人材育成第一の基本方針に感銘した。	ご賛同頂きありがとうございます。